

## 無電柱化の推進に関する意見書

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取り組みを計画的かつ円滑に進めることが重要な課題となっている。

これまでに一定の対策が取られてきたものの、欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化割合は著しく低く、近年異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救護援助等への影響や、海外観光客の増加などにより、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

しかしながら、無電柱化には大きな費用がかかるのも事実であり、自治体の住民施策を圧迫することのないようにする必要もある。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進を図り、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に資する施策について、新たな法整備を含む措置を講じ積極的に推進することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月29日

議 長 名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣

} あて

## 奨学金制度の充実等を求める意見書

学費が高騰し、一方で世帯年収が下がり続けるなかで、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっている。すでに大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態である。

わが国において、公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付の奨学金（第2種奨学金）となっている。貸与型奨学金制度については、受給枠が拡大されるなど、奨学金を必要とする若者の増加実態を考慮した対応等がこれまでも図られてきている。

しかし近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむケースが急増している。同機構は返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収なども社会問題となっている。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記事項について十全の対応をとるよう強く求める。

### 記

1. 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
2. 無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。
3. 返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充をはかり、柔軟に適用させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年3月29日

議 長 名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

あて

## 安全保障関連二法廃止法案の審議を求める意見書

2月19日に、民主、共産、維新、社民、生活の野党五党は、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法を廃止する関連二法案を衆院に共同提出した。廃止二法案は、集団的自衛権行使を可能にする武力攻撃事態法など関連する法律10本を一括して改正した「平和安全法制整備法」と、国際貢献を目的に他国軍支援を随時可能にする「国際平和支援法」をそれぞれ廃止としている。

安保法は3月末に施行が予定されているが、憲法違反の疑いのある法律に効力を持たせてよいのかが問われている。

昨年9月に強行可決された安全保障関連法によって、戦闘が続く南スーダンPKO（国連平和維持活動）の自衛隊の任務に「駆けつけ警護」などを加え、武器使用基準の拡大が検討されている。さらに政府は、過激組織ISへの軍事作戦に自衛隊が参加することは「法律上は可能」と認めている。このままでは、日本の自衛隊が海外で他国民を犠牲にし、自衛隊員の犠牲者を生み出す結果を招きかねない。

しかし、政府と与党は安全保障関連二法廃止法案の審議に応じないと報じられている。議会制民主主義を果たそうとするなら、憲法及び国会法に基づいて提出された法案の審議に応じないなどということは許されない。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、安全保障関連二法廃止法案の審議を誠実にやり、国民的な議論を尽くせるよう、国権の最高機関としての役割を果たすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年3月29日

議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官

）あて

## 核兵器廃絶へ日本政府がふさわしい役割を果たすことを求める意見書

昨年12月、第70回国連総会では、核兵器を非人道的兵器として禁止し、廃絶することを求める決議「核兵器の非人道的結果」が初めて採択された。核兵器の非人道性を告発する動きは2012年に16カ国の共同声明から始まり、昨年の核不拡散条約（NPT）再検討会議では、加盟国の8割を超える159カ国が賛同するなど、大きな流れとなっている。

さらにオーストリア政府が主導した「核兵器の禁止と廃絶のための人道の誓い」など、「核兵器のない世界」への法的措置を求める決議、法的措置を議論する「作業部会」を求める決議「核兵器廃絶の多国間交渉の前進」も138カ国が賛成し採択された。核兵器を禁止し、廃絶する条約の交渉を求める決議は、加盟国の70%を超える圧倒的多数で採択されている。

総会では地域紛争やテロなどが深刻化する中、新たな核の脅威も指摘されたが、北朝鮮の水爆実験が強行される事態となっており、核兵器による危険を根絶するために、国際社会が実効力ある措置に踏み出せるかどうか問われている。

最初の国連総会から70年の節目に当たり、国連総会の始動から1ヵ月足らずに第1号決議で「すべての核兵器および大量破壊兵器の廃絶」を目標として決めたことが改めて想起される。

よって、八王子市議会は、政府に対し、作業部会への参加を決めた日本政府が、核兵器の廃絶の実現へ、被爆国としてふさわしい役割を果たすために、下記項目の実行を強く求めるものである。

### 記

1. 核兵器の使用による壊滅的で非人道的な結末を防ぐために、核兵器廃絶のための実効力ある法的措置の実現へあらゆる努力を行うこと。
2. 主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）に先立ち4月に広島で開催される外相会合に向けて、核兵器の非人道性について議論を深め、北東アジア地域の非核化を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年3月29日

議 長 名

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
内閣官房長官

} あて

電力小売の全面自由化に伴い、消費者の選択の自由を実質的に確保するための電源構成等の情報開示の義務化を求める意見書

平成26年4月に策定されたエネルギー基本計画には、「需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことができれば、需要動向が供給構造におけるエネルギー源の構成割合や供給規模に対して影響を及ぼし、供給構造をより効率化することが期待される」と書かれており、電源について多様な選択肢を確保することが求められている。

平成28年4月からの電力小売全面自由化により、50キロワット契約以下の一般家庭や小規模工場・商店を含む国内全ての消費者が電力会社を自由に選び、供給側に影響を及ぼす選択肢を持つこととなる。経済産業省の国民意識調査（2014年4月）によれば、69%が「小売自由化を推進すべき」と答え、期待することとして、「電気料金の抑制（79%）」「多様な料金メニュー（71%）」に、「現在と違う電力会社から購入できる（59%）」「再生可能エネルギーが多いなど特徴ある電力会社を選べる（50%）」などが続いている。

一方、消費者の選択の自由を実質的に確保するための電源構成等の情報開示については、2016年1月に経産省が公表した「電力の小売営業に関する指針」に、「ホームページ・パンフレット・チラシ等を通じて、電源構成やCO<sub>2</sub>排出係数を開示することが望ましい」とされており、事業者の努力を求めるのみにとどまっている。

さらに、指針作成を担った電力取引監視等委員会の制度設計専門会合の中で強く要望のあった「環境汚染物質の排出量」「放射性廃棄物排出量」の情報開示は、「今後の検討課題」とされ見送られた。

消費者は、電気料金の抑制のみを望んでいるわけではなく、より安全で持続可能なエネルギー、すなわち「CO<sub>2</sub>排出が少ないエネルギー」「環境を汚染しないエネルギー」「最終処分の方法が確定していない放射性廃棄物を生み出さないエネルギー」を望んでいる。各家庭の選択が、供給側に影響を及ぼすことにより、社会全体のエネルギー政策が持続可能なものとなることを望んでいるのである。

よって、八王子市議会は、政府に対し、消費者の選択の自由を実質的に確保するために、以下のことを要請する。

記

1. 小売電気事業者に対し、「電源構成」「CO<sub>2</sub>排出係数」「環境汚染物質の排出量」「放射性廃棄物排出量」の情報開示を義務づけること。
2. 情報開示にあたっては、ホームページ・パンフレットのみにとどまらず、消費者が必ず目にする請求書に明示すべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年3月29日

議長名

内閣総理大臣 }  
総務大臣 } あて  
経済産業大臣 }